

森林・林業基本計画(案)に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果の凡例及び項目数(重複を排除し72項目)

- | | |
|-------------------|--------|
| 1:趣旨を取り入れているもの | (36項目) |
| 2:趣旨の一部を取り入れているもの | (22項目) |
| 3:修正するもの | (9項目) |
| 4:今後の検討課題等 | (6項目) |

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
まえがき	被害を受けた製材工場が多かったため「製材・合板工場などの木材加工施設」に修文すべきではないか。	3	御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 「製材・合板工場などの木材加工施設」
	戦後1000万ヘクタールにも及ぶスギヒノキ単一種の拡大造林とその後の手入れ不足による放置人工林が災害の発生や野生動物の生息地の破壊などの弊害を生んでいることに関する記述がない。	2	我が国の森林・林業は依然として厳しい状況に直面している旨については、まえがきにおいて記述しているところです。
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針 1 森林及び林業をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向 (3)地球温暖化対策、生物多様性の保全への対応	木材の二酸化炭素固定機能を評価しこれを木材利用拡大の根拠とすることが重要な視点であるため、「木材及び木質バイオマスの利用拡大による二酸化炭素の排出削減、二酸化炭素ストック拡大に向けた取組を推進する。」に変更すべきではないか。	3	御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 「木材及び木質バイオマスの利用拡大による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減に向けた取組を推進する。」
(4)国内外の木材需給を踏まえた対応	木材の二酸化炭素固定機能を評価しこれを木材利用拡大の根拠とすることが重要な視点であるため、「一方、二酸化炭素の固定化をすすめ、人工林中心に増加する森林資源を有効に活用しその他面的機能の発揮をはかっているためには、」に変更すべきではないか。	3	御趣旨を踏まえ、第1の1の(3)を次のとおり修文し、御指摘の箇所は原文どおりとさせていただきます。 「木材及び木質バイオマスの利用拡大による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減に向けた取組を推進する。」
(5)我が国経済の回復に向けた模索と山林の振興	「放置された状態」だけでは、説明不足であるため、「放置された状態にあり、森林の有する機能の低下や生物の多様性の確保の面からも望ましくない。」と修文すべき。	1	第1の1の(5)において、当該箇所の前段部分に「森林の適正な整備及び保全に支障をきたすことが危惧される状況」と記述しており、ご指摘いただいた内容についても読み取れるようにしているところです。

	<p>里山林の活用は、山村集落周辺だけではなく、地方都市部及びその近郊地域も含めて検討すべきであるため、「…農山村地域を中心とする里山林は」と修文すべき。</p>	1	当該部分は具体的な例示により、里山林に対する期待の高まりについて記述しており、山村集落周辺の以外の里山林の活用を妨げるものではないため、原文どおりとさせていただきます。
	<p>薪炭材となる広葉樹が主体となった里山林だけでなく、手入れ不足による放置竹林の人工林への侵入も問題となっているため。「さらに山村などの集落周辺に位置する里山林は、かつて薪炭の生産など人々の日常的な利用を通じてシイ・カシ・クヌギ・ナラなどの広葉樹を主体とする森林が維持されてきたが、薪炭需要の減少に伴い、その多くが放置された状態にある。また、放置竹林の拡大による人工林への侵入も問題となっている。」 に修正していただきたい。</p>	1	第1の1の(5)において、当該箇所の前段部分に「森林の適正な整備及び保全に支障をきたすことが危惧される状況」と記述しており、ご指摘いただいた内容についても読み取れるようにしているところです。
(6)東日本大震災からの復興に向けた問組	<p>原発事故による放射性物質の飛散は、被災地に深刻な影響を及ぼしており、この対策は、大震災からの復旧・復興を図るうえで重要であるため。「また、原発事故による放射線の影響は、深刻な状況にあることから、きのこの等の緊急時環境放射線モニタリングの実施による安全の確保と風評被害への対応を図るとともに、森林内の放射線量等を中・長期的に測定し、状況に応じて必要な措置を講じ、林業就業者等、森林への入り込み者の安全・安心の確保に努めていく。なお、国有林においては、」と修文すべき。</p>	3	御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 「このほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する森林・林業・木材産業への影響の把握に努め、適切に対応していくこととする。」
第1 2 政策改革の視点 (1)分かりやすい施策の展開	<p>「改革の姿」でも、森林・林業基本計画と全国森林計画について、実効性の高い計画制度を構築する観点から、策定期間を含め一体的に作成することとされており、国の基本的な考え方を明かにするため、森林・林業基本計画と全国森林計画の一体的な策定について、具体的に記載すべきではないか。</p>	1	第1の2の(1)において記述しているとおり、現場で使いやすい森林計画制度への見直しを行うことを明記しており、この中で、森林・林業基本計画と全国森林計画の一体的な策定についても行っていくこととしています。
第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 (3)森林の機能と望ましい姿	<p>「希少な生物」とは具体的にどのような生物かが不明瞭。現在全国的で、地域個体群の絶滅が懸念されていることから、絶滅が危惧される地域個体群は「希少な生物」に該当すると考えられる。</p>	1	希少な生物としては、レッドデータブックに掲載されている生物等を想定しており、地域において生息数が極端に減少している等の生物も含まれるものと考えています。

	保安林の機能を最大限に発揮し、絶滅が危惧されるクマなどの生物多様性保全にも資するものとするため、今後は、水源涵養及び土砂流出・崩壊防備目的の保安林の人工林については、強度間伐により自然林に戻すことを原則とするとともに、新たな指定は自然林とすること。	2	第2の2の(3)において、水源涵養機能等の森林の機能と各機能に応じた森林の望ましい姿について記述しているところ。なお、水源涵養及び土砂流出・崩壊防備目的の保安林など、公益的機能の発揮が求められる森林については、公益的機能別施業森林としてゾーニングを行い、立地条件等に応じて、針広混交林等に誘導する考えを全国森林計画において示しているところ。
(4) 森林の誘導の考え方	生物多様性保全機能の発揮が求められる森林の中には、針葉樹林に適応している希少種もいるため、「・・・は、必要に応じて、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林、天然生林に誘導する。」と修文すべき。	2	生物多様性保全機能の発揮が求められる森林としては針葉樹によって構成される天然生林についても想定しているところですが、人為により針葉樹のみの育成単層林を維持することは想定していないため、原文どおりとさせていただきます。
	「多様な伐期により」とあるが短伐期や皆伐促進の施策は記載されていないので、主伐の促進について記載すべきではないか。 (全国森林計画の変更案では、主伐の伐採立木材積を現計画に対して伸ばす計画となっており、このままでは両計画の内容に“矛盾”が生じるのではないか。	2	第2の2の(4)において記述しているとおり、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置する育成単層林については、木材生産等機能の発揮を期待する森林として確実に維持することとしているとともに、第3の2の(1)の③では低コストで効率的な作業システムの整備・普及及び定着について、第3の3では効率的な加工・流通体制の整備や木材利用の拡大について記述しており、こうした施策を一体的に進める中で、間伐も含め木材供給量が増加していくと見通していることから原文どおりとさせていただきます。
	天然生林に、未立木地、竹林等を含むと、実際の天然生林の面積等のデータが不明瞭になるので、分けるべきではないか。	4	本基本計画は、森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を記述するものであり、個別の樹種や森林の詳細な属性等を記述することは適当ではないと考えています。
	「全ての森林は多様な生物・生育の場として生物多様性の保全に寄与している」と記載されているが、放置されたスギ等の人工林は、下層植生が消えるなど、生物多様性の保全に寄与していないのではないか。 また、日本国内に残された自然の森は大変貴重であるから、可能な限り手つかずで保存すべきである。	1	第1の1の(3)に記述しているとおり、森林における生物多様性の保全の方針など森林の取扱いの考え方を明らかにし、育成林における間伐の実施、長伐期化、広葉樹の導入など、空間的にも時間的にも多様な森林整備を推進することとしています。 また、第3の1の(2)の①に記述しているとおり原生的な森林生態系や希少な生物の育成・生息地、溪畔林などの水辺森林の保全・管理等についても進めることとしています。

(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	木材等生産機能を発揮させる森林は育成単層林として維持していくが、公益的機能の発揮を求められている森林は、育成複層林あるいは天然生林へ誘導するとなっているが、(4)の森林の区分別の誘導の考え方においては、公益的機能の発揮が求められる森林であっても伐採や造林は従来どおりできるように読み取ることができる。どちらの記述が正しいのかわかりにくい。	3	該当部分につきましては、森林に期待される機能が重複していることを前提としており、公益的機能の発揮を求められている森林であっても、育成単層林として伐採、植林を行うことを否定するものではありません。 このため、御趣旨を踏まえ以下のとおり修正します。 「森林に期待される機能が重複している中で、木材等生産機能の発揮が特に期待される育成単層林など森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため自然条件等を踏まえつつ育成複層林への誘導を進める。」
	いかなる場所が「各種機能の発揮のため、継続的な育成管理により育成複層林に誘導する森林」230万ヘクタールなのか明らかにするべき。	4	本基本計画は、森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を記述するものであり、個別の樹種や森林の詳細な属性等を記述することは適当ではないと考えています。
第2 3 林産物の供給及び利用に関する目標 (3) 林産物の供給及び利用に関する目標	森林・林業再生プランの実現に向けて、10年後(平成32年)には木材自給率を50%に設定されているが、このためには、木質バイオマスのエネルギー利用を増加することが肝要となるため、木質バイオマスのエネルギー利用について特出しすべきではないか。	1	第2の3の(3)の第3表の注1に記述しているとおり、平成32年利用目標のうち、6百万m ³ はパーティクルボード等木質系材料としての利用や木質バイオマス発電等エネルギー原としての利用を見込んでいるところです。
第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	国土交通省・環境省等とも連携を取って、より良い森林が維持されるようお願いします。	1	第3の1の冒頭や(4)の②で記述しているとおり、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、他省の施策とも連携を図ることとしています。
(1) 面的なまとまりを持った森林経営の確立 ① 実効性の高い森林計画制度の普及・定着	これまで、30ha以上の森林を所有していれば森林施業計画を立て、補助金等を活用しながら森林経営が行えたが、森林経営計画では小規模な林家は計画を立てることが出来ず、林業を続けることが出来なくなってしまうのではないか。	2	第3の1の(1)の①に記述しているとおり、面的まとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくために森林経営計画制度の定着を図ることとしており、森林経営を自ら行う小規模な林家であっても、他の森林所有者などと共同で森林経営計画を作成できることとしています。
② 適切な森林施業の確保	森林資源構成の平準化を確保するためにも、皆伐再造林という考え方を明確にし、苗木の生産を含めて皆伐跡地への再造林に対する対策(未植栽地の解消対策)を図るべきである。	1	苗木の生産を含めた未植栽地の解消対策については、第3の1の(1)の②において、無届で伐採を行った者に対して伐採の中止命令や造林命令などを発出する伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用、第3の1の(2)の②において、優良種苗の安定的な供給を図る旨について記述しているところです。

③路網整備の推進	<p>低コスト化に向けた路網整備等の加速化について 森林整備(間伐等)と同時期に路網作設を行っているのが現状であり、低コスト化に向けては、先行した路網整備が急務。 高性能林業機械の導入に合わせて、林道、作業道規定の見直しが必要。 併せて、官民一体となった路網整備に関する技術者、人材の育成。</p>	1	<p>低コスト化に向けた路網整備等の加速化及び先行した路網の整備については、第3の1の(1)の③に記述しているとおり、作業システムの効率的な運用に必要な路網の整備を加速化することとしています。また、第3の1の(1)の③に記述しているとおり、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に基づき、導入する機械に合わせて丈夫で簡易な路網整備の推進を図ることとしています。 人材の育成については、第3の2の(2)の①に記述しているとおり、国、地方公共団体等が連携した人材育成体制を構築することとしています。</p>
	<p>路網整備の加速化については極めて重要な課題と思います。しかしながら、森林整備の為に作設される森林作業道・林業専用道であるにも拘わらず保安林制度のもとで開発許可(作業許可・伐採許可)の対応が煩雑であります。また、許可後に作設された路網にあっても保安林から解除しない限り継続して手続きが必要となります。 森林整備用の路網整備の前進に向けて、これら煩雑な手続きを解消する方向性を示していただきたい。</p>	2	<p>林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、あらかじめ都道府県に届け出たところから従って立木を伐採する場合は許可を要しないこととしているところです。</p>
④森林関連情報の収集・提供の推進	<p>森林簿等に記載されている情報の精度がやや低く、行政事務や森林施業における効率的な作業に支障がある可能性があるのではないか。これらは、行政や民間におけるコスト増につながり、低コストや高効率を目指す新たな森林・林業における課題のひとつと考える。</p>	1	<p>第3の1の(1)の④に記述しているとおり、森林簿情報については、施業履歴等の明確化や精度向上を図り、都道府県と市町村等との間での共有化を進めることとしているところです。</p>
第3 1 (2)多様で健全な森林への誘導 ②多様な森林整備に資する優良種苗の確保	<p>環境を守るうえからも、間伐だけでなく皆伐再造林が可能となるような様々な施策を図り、林業が業として成り立たせることが重要である。</p>	1	<p>森林資源の循環利用を進める上で必要な再造林を効率的かつ確実に実施していくための各種技術の確立と普及に努めることや優良種苗の安定的な供給、無届で伐採を行った者に対する造林命令の発出など伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用などについて、第3の1の(2)の②、(1)の②において記述しています。</p>
③公的な関与による森林整備の促進	<p>条件不利地域などの森林整備については、公的な関与による森林整備の促進が掲げられているが、国による林地取得による管理が必要ではないか。</p>	2	<p>条件の不利な地域における森林については、将来的な整備の負担を大幅に軽減する観点から、立地条件に応じて広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等の多様な整備を推進するほか、公益的機能の発揮を図るための適正な整備や保全を必要とする森林について、治山事業や地方公共団体が主体となった整備、公有林化を推進することにより、公益的機能の発揮を果たしていくこととしており、この旨について第3の1の(2)の③で記述しています。</p>

	<p>森林整備法人が多額の借入金を抱える中で、多様な林層への転換は、これまでの施業と矛盾する。また、水源林造成事業と同様な扱いをするのであれば、国の十分な支援が必要である。</p>	1	<p>国の林業公社等への支援については、森林の有する多面的機能の発揮の観点から、森林整備に要する経費を補助するとともに、林業公社等の経営安定化の観点から、金融措置や地方財政措置による対策を講じているところです。</p> <p>なお、森林整備法人が各地の事情に応じて実施している事業は、必ずしも水源林造成事業と同様な扱いをするものではないところです。</p>
	<p>公有林化を推進するためには、実施主体となる地方公共団体への、国の支援策の創設等の必要があると思われる。森林の公益的機能の発揮を図るための適正な整備や保全については、国の政策下で実施すべきものと考えられるため。</p>	1	<p>第3の1の(2)の③に記述しているとおり、公益的機能の発揮を図るための適正な整備や保全を必要とする森林について、地方公共団体が主体となった整備や公有林化を推進することとしており、この際には、森林整備に要する経費の補助や地方財政措置による対策を講じているところです。</p>
	<p>森林管理・環境保全直接支払制度では、施業集約化、路網整備、大型林業機械導入が前提となっているので、そのような施業に適していない奥山は、放置される可能性が大変高いと考える。このことは、国土保全上、水源域保全上問題であると考ええる。</p>	1	<p>第3の1の(2)の③で記述しているとおり、条件の不利な地域における森林については、将来的な整備の負担を大幅に軽減する観点から、立地条件に応じて広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等の多様な整備を推進するほか、公益的機能の発揮を図るための適正な整備や保全を必要とする森林について、治山事業や地方公共団体が主体となった整備、公有林化を推進することにより、公益的機能の発揮を果たしていくこととしています。</p>
<p>第3 1 (3)地球温暖化防止策及び適応策の推進</p>	<p>他の箇所と表現を合わせるため「木材製品の環境貢献度を評価・表示する「見える化」を推進する。」に変更すべきではないか。</p>	3	<p>御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。</p> <p>「<u>木材製品の環境貢献度を評価・表示する「見える化」</u>を推進する。」</p>
	<p>木材の二酸化炭素固定機能を評価しこれを木材利用拡大の根拠とすることが重要な視点であるため、「木材及び木質バイオマスの利用による二酸化炭素の排出削減の取組および二酸化炭素固定化拡大等を総合的に推進する。」に変更すべきではないか。</p>	3	<p>御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。</p> <p>「<u>木材及び木質バイオマスの利用による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減の取組を総合的に推進する。</u>」</p>
<p>第3 1 (4)国土の保全等の推進 ①保安林の適切な指定・監視の推進</p>	<p>保安林(制限林)の適切な管理を推進するのであれば、誰もが簡単にどこが制限林であるかを認知できる環境・体制・システムを考えるべきではないのか。</p>	1	<p>保安林の指定にあたっては、告示により保安林の種類や位置等について広く周知を図っているほか、第3の1の(1)の④にも記述しているとおり、森林簿情報について施業履歴等の明確化や精度向上を図り、施業の集約化に取り組む者に対し長期の施業の受託など森林の経営の受託に必要な情報の提供を進めることとしています。</p>

	林地開発の1ha要件は、森林率が7割で世界有数の森林国である一方、平地に乏しい国土の有効利用の面から考えれば、本当に現社会のニーズに合った面積基準になっているのか疑問。例えば倍の2haに要件を緩和するなど、地域によってメリハリを付けるべきではないか。	4	開発行為が森林の有する公益的機能への影響を及ぼす程度等を勘案し、1haを超える行為を林地開発許可の対象としているところでは。
③松くい虫等の病虫害防除対策等の総合的、効率的実施	松くい虫等の病虫害防除対策の総合的、効率的実施について、昨年福岡地域のマツ枯損被害が拡大し各市町より状況報告を求められている。今後においては状況を把握しながら、松くい虫特別防除事業等の強化が必要と思われます。	1	第3の1の(4)の③で記述しているとおりに、松くい虫被害の終息に向け、高緯度・高標高地など被害先端地における防除対策の重点化や地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除措置・予防措置・樹種転換等の対策を適切に組み合わせた防除を引き続き実施することとしています。
④野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進	野生鳥獣との共存のためには生息環境のみならず、緩衝帯についても整備すべきと考えるため、「また、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然性林への誘導、緩衝帯(带状の森林の刈り払い等)の整備など、野生鳥獣との共存に配慮した対策に適切に推進する。」に修正していただきたい。	1	野生鳥獣との共存のためには針広混交の育成複層林や天然生林への誘導の他にも、地域の実情に応じて様々な取組が必要な事から、「誘導するなど」としているところであり、原文どおりとさせていただきます。 なお、具体的な鳥獣被害対策については全国森林計画において記述することとしており、緩衝帯の整備も対策の一つとして記述しています。
	放置人工林と天然林伐採が、鳥獣害の主要な原因であると考えられるので、野生鳥獣の生息環境の再生に最優先で着手すること。	1	第3の1の(4)の④で記述しているとおりに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとしています。
第3 1 (5) 森林・林業の再生に向けた研究・技術の開発及び普及	欧州のような天然林施業については、全国でのデータ蓄積が必要。また、形状比が90とか100とかになってしまっている人工林の今後の取り扱いについて、急いで研究をしていただきたい。	1	第3の1の(5)で記述しているとおりに、森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系等の研究開発を行うこととしています。
第3 1 (6) 森林を支える山村の振興 ①地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大	地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大が掲げられているが、地域林業を再生し、望ましい林業構造の確立に向け、主体的に林業関連業種による人材育成を図る中で就業機会の拡大を講じるべきである。	1	第3の1の(6)の①及び、2の(2)の①において、地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大にあたっては林業従事者も含められているとともに、間伐や路網作設等を実施する現場技能者についても必要な研修や資格制度を検討する旨について記述しています。

	地域の森林の維持と適正な管理には林業の活性化が必須であるが、林業を巡る情勢の悪化による後継者の減少、過疎化と少子高齢化などの進行の中で森林整備が進まず荒廃が進んでいる。このため、山村振興、地域林業の再生に向け国の財政援助を考えると重要であると考えます。	2	第3の1の(6)の①に記述しているとおり、山村の主要産業である林業の再生を進めることが重要と考えており、森林・林業の再生に向けた様々な取り組みを行っていくこととしています。
	地域の林業は衰退の一途をたどり、森林は荒廃している。生物資源の新エネルギー活用も世界的な動きになっており、キノコや山菜など特用林産物の生産と活用が地方の振興に大きく寄与できるものと強く考えます。	1	第3の1の(6)の①に記述しているとおり、山村の主要産業である林業の再生を進めるほか、山村における貴重な収入源となっているしいたけ等の特用林産物の振興に取り組むことが重要と考えており、きのこ原木等の安定的な確保に必要な原木林の改良など生産基盤の強化、特用林産物の生産効率化、新たな用途開発など生産者の生産・販売力の強化(6次産業化)による経営の安定・高度化を図ることとしています。
②里山林など山村固有の未利用資源の活用	中山間地域では獣害の多発が問題となっているが、里山林は本来山地と人里とを分ける緩衝帯でもあったため、里山林の利活用においてはその役割も考慮すべきと考える。「国民にとって身近な森林である里山林について、適切な管理・利用を進めるため、野生鳥獣害対策と里山林整備のためのガイドラインを作成するとともに…」に修正していただきたい。	2	野生鳥獣による森林被害対策は第3の1の(4)の④に記述していることから、原文どおりとさせていただきます。
第3 1 (7)社会的コスト負担の理解の促進	森林・林業の再生は、国家戦略プロジェクトに位置付けられているにもかかわらず、恒久的な財源確保の目途は立っていない。「再生プラン」や「基本計画」で推進する各種施策の展開に必要な財政面の裏付けに関しては、国家戦略室において議論し、国民負担の理解も含めた対応を講じるべき。	2	森林による様々な恩恵は、広く国民が享受しており、森林機能の維持・増進に係るコストについては、社会全体で負担していくことが必要であることから、森林・林業の再生を図っていくため、諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせるかをコストを負担すべきか、国民の理解を得つつ整理していく旨、第3の1の(7)に記述しています。
第3 1 (9)国際的な協調及び貢献 ②違法伐採対策の推進	「違法伐採及び関連する貿易に関する国際的な対話へ積極的に参画するとともに、二国間・多国間の等の木材生産国への支援、開発途上国における人材育成等のプロジェクトへの支援等を推進する。」と変更すべきではないか。	1	開発途上地域の森林の整備及び保全等に関する二国間・地域間・多国間等の多様な枠組みでの協力については、第3の1の(9)の①に記述していることから、原文どおりとさせていただきます。

<p>第3 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 (1)望ましい林業構造の確立 ①効率的かつ安定的な林業経営の育成</p>	<p>森林所有者や森林組合・林業事業者(就業者)が補助金なしでも経営できうる体制づくりをしっかりとすべき。</p>	2	<p>第3の2の(1)の①で記述しているとおり、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者による森林経営計画の作成を推進し、これに基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図ることとしています。</p>
	<p>地域林業を確立するためには、流域を基本とした関係者の協議・合意形成が不可欠である。</p>	1	<p>第3の2の(1)の①及び、第4の1に記載しているとおり、望ましい林業構造の確立に向けて、流域や市町村を単位とした将来の事業量の明確化を推進するとともに、森林及び林業に関する施策の推進に当たっては、森林・林業に関係する様々な組織、関係者が適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ、一体となって努力していくことが重要である旨について記載しています。</p>
<p>②施業集約化等の推進</p>	<p>集約化は必要なことだとは思いますが多大なエネルギーが必要であり、集約化にだけ力を注いでいけば他の地区の山林が荒れてしまう。また、境界確定については、土地家屋調査士会連合会と争うことの無いよう、慎重に推進して下さるようお願いいたします。</p>	2	<p>第3の2の(1)の②に記述しているとおり、施業集約化の推進にあたっては、森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業集約化等を推進するため、施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及及び定着を促進するほか、実務を担う森林施業プランナーの育成や能力向上等を図ることとしています。 また、境界の明確化や所有者情報の把握にあたっては、土地家屋調査士会連合会を所管している法務省も含めた関係省とも連携して取り組むこととしています。</p>
	<p>大部分の山林所有者は零細であり、この所有形態を変えなければ、いつまでたっても計画は立てても進まない。小さな所有者が、山林を手放す時の譲渡税を免除する等、意欲のある山林家に山を集め、経営が成り立つようにすることが必要。</p>	2	<p>第3の2の(1)の②に記述しているとおり、施業集約化の推進にあたっては、森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業集約化等を推進するため、施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及及び定着を促進するほか、実務を担う森林施業プランナーの育成や能力向上等を図ることとしています。</p>
	<p>「団地化して、効率的な林業経営を行う」という考え方は、将来の姿としては正しい方向だと賛同するが、現実を見たとき速やかにそのことができる箇所は非常に限られたところではないかと考えます。</p>	2	<p>第3の2の(1)の②に記述しているとおり、施業集約化の推進にあたっては、森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業集約化等を推進するため、施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及及び定着を促進するほか、実務を担う森林施業プランナーの育成や能力向上等を図ることとしています。</p>

<p>第3 2 (2)人材の育成・確保等 ①フォレスター等人材の育成</p>	<p>面的まとまりを持った森林経営の確立に向け、フォレスターが市町村森林整備計画の策定など市町村行政を支援する仕組みとなっているが、市町村には、林業に精通した者がほとんど配置されておらず、今後も人事異動などにより継続配置されることも難しいことから、フォレスターの任務は、ますます重要となる。 したがって、森林経営計画への助言・指導を行い、森林経営を確立するために、地元の森林情報の把握、森林所有者との調整も含めたフォレスターを補佐する人材の活用・育成が急務である。</p>	<p>1</p>	<p>第3の2の(2)の①で記述しているとおり、フォレスター等人材の育成にあたっては、市町村や森林所有者等への指導等を適確に実施するフォレスターの他に、施業集約化に向けた合意形成を図り森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーなど、フォレスターのみではなく戦略的・体系的な取組を進めることとしています。</p>
	<p>フォレスター制度では、林学科を終了した者に研修医の様に現場で研修させ、その後に資格試験を実施し、その資格者を森林組合は必ず配置しなければならないとすればいかがでしょうか。</p>	<p>2</p>	<p>第3の2の(2)の①で記述しているとおり、フォレスターについては、林業普及指導員資格試験を再構築した上で、フォレスターの認定試験として位置づける方向で見直すこととしており、具体のあり方については今後検討していくこととしています。</p>
	<p>新規就業者の確保は継続的な課題として、なお将来にわたり森林林業政策の基本的課題として位置づけておく必要があると考えます。また、一連の「緑の雇用」対策により、新規就業者の増加が図られるとともに、林業事業体の雇用管理の改善や経営体質の強化にもつながることとなり、名実ともに定着した事業として、また法のもう一つの目的である林業の健全な発展に資する事業として、今後とも関係者の期待は大きなものがあります。 そこで、今回の改正計画において、「緑の雇用」対策を将来にわたり必要な対策であることを位置づけ明示することが必要と考えます。</p>	<p>3</p>	<p>新規就業者の確保・育成については、第3の2の(2)の①に記述しているところですが、御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 「現場技能者については、「緑の雇用」事業等を通じて、就業相談会や就業体験、事業主による職場内研修等を計画的に実施し、」</p>
	<p>近年、木材価格の低迷等により林業経営が厳しくなり、また、林業労働者の高齢化が進んで離職していく一方で年々林業労働者が減少しています。地域の持続可能な森林経営の推進を図るために、地域林業を担う地元根付いた林業労働者の育成は必要不可欠であり、林業技術者の確保を含め重要な課題だと思われれます。</p>	<p>1</p>	<p>第3の2の(2)の①に記述しているとおり、これからの森林・林業に必要な人材の育成に向け、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有し、長期的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに市町村や森林所有者等への指導等を適確に実施するフォレスター、施業集約化に向けた合意形成を図り森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナー、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者(フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林作業道作設オペレーター等)について、必要な研修や資格制度を検討するなど、戦略的・体系的な取組を進めることとしています。</p>
	<p>フォレスター、森林施業プランナー、現場技能者の三者が、森林計画制度の各段階において合意形成を図るよう、担い手としての役割を記述しておくことが望ましい。</p>	<p>1</p>	<p>第3の2の(2)の①で記述しているとおり、フォレスター等人材の育成にあたっては、市町村や森林所有者等への指導等を適確に実施するフォレスターの他に、施業集約化に向けた合意形成を図り森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーなど、フォレスターのみではなく戦略的・体系的な取組を進めることとしています。</p>

	<p>林業事業体の体質強化・育成の方向を示すべきであるが、国・県などの補助事業、請負事業は単年度契約のため、年度末を挟む数ヶ月仕事が切れてしまい林業労働者の雇用安定に大きな支障となっている。このため、国・地方自治体の発注する事業の年度を跨る契約方式の導入などによる事業の安定供給・安定雇用について対策を進め、林業事業体の育成及び必要後継林業労働者の確保対策に関する記述の追加を切望します。</p>	2	<p>第3の2の(1)の①に記述しているとおり、流域や市町村を単位とした将来の事業量の明確化や森林組合と民間事業体のイコールフットディングの確保、林業事業体を登録・評価する仕組みの導入などにより林業事業体の育成・強化を進めるほか、第3の2の(2)に記述しているとおり、新規就業者の確保・育成やフォレストマネージャー等として登録・認定するなど、林業就業者のキャリア形成を支援することとしています。</p>
<p>第3 3林産物の供給及び利用の確保に関する施策 (1)効率的な加工・流通体制の整備 ②加工・流通体制の整備</p>	<p>地域林業を確立するためには流域を基本とした関係者の協議・合意形成が不可欠であることから、安定供給、加工・流通体制整備に向けコーディネーターを配置するなど国がしっかり支援する体制を整えるべきである。</p>	1	<p>第3の3の(1)の②に記載しているとおり、原木から製品までの各段階における需給に関する情報のコーディネートや、これらの情報に基づく商流の総合的なコーディネートができる人材の育成等を推進する旨について記述しています。</p>
	<p>JAS製品安定供給できる工場の整備が必要なため「JAS製品などを安定的に供給するための体制整備、技術開発等を推進する。」に変更すべきではないか。</p>	3	<p>御趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。 「JAS製品などを安定的に供給するための体制整備、技術開発等を推進する。」</p>
<p>第3 3 (2)木材利用の拡大</p>	<p>木材利用の拡大については、木材利用量や今後の拡大分野の方向等を踏まえると、1)住宅 2)公共建築物等 3)街づくり・商工業施設等などの順番で整理したかどうか。 その際、次のような記述とできないか。 1)住宅 木造住宅率の向上、マンション等における内装材利用拡大の他、長期優良住宅、耐震改修、リフォームなどへの地域材利用の推進、製品開発等を進める。 2)公共建築物等 原案のとおり。 3)街作り・商工業施設 木に包まれた街作りのため、商工業施設の木造化・内装材利用や公園、農林漁業施設等への地域材利用を推進する。また、そのための利用技術開発等を進める。</p>	2	<p>第3の3の(2)の①に記述しているとおり、公共建築物等における木材利用の拡大については、一般建築物等への木材利用の拡大にもつなげるものとして考えていることからこうした順番としているところであり、原文どおりとさせていただきます。</p>

①公共建築物等	木材の自給率を高める際には、地元の活性化や木材の運搬の観点から、地元の木を使うことが重要です。また、東日本大震災を境にして再生可能なエネルギーがクローズアップされており、林地残材の幅広い活用など木質バイオマスエネルギーの活用にもっと力を入れるべきです。	1	木材利用の拡大については、低層の公共建築物の原則木造化、公共建築物全般の内装等の木質化に加え、消費者等への理解の醸成も図りつつ、一般建築物等への木材利用の拡大につなげることであります。また、地域材の利用や東日本大震災も踏まえた木質バイオマス利用の推進や林地に放置され未利用となっている間伐材の利用についても進めていくこととしており、これらについて、第3の3の(1)の①、(2)の①及び②、③、(3)、(4)に記載しています。
	森林・林業基本計画の着実な推進に向け、木材自給率を高めるための戦略的な投資予算や安定的な財源を確保すべきである。	2	第3の3(2)及び、第4の3に記載しているとおおり、木材利用の拡大を図るとともに、厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、施策ニーズに応じて従来の予算構造を見直し、目的に応じた施策の選択と集中を行うとともに、様々な観点からコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図ることとしています。また、安定的な財源等に関して、森林による様々な恩恵は広く国民が享受しており、森林機能の維持・増進に係るコストについては社会全体で負担していくことが必要であることから、森林・林業の再生を図っていくため、諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせるかをコストを負担すべきか、国民の理解を得つつ整理していく旨、第3の1の(7)に記述しています。
②住宅、土木用資材等	近くの山で育った木材を使うような、地産地消の考えが大切ではないかと思う。公共で使う建物も治山ダムもU字溝も備品も、コンクリートやプラスチック材の効率優先ばかりではなく、地元の木材で代換えできるかも検討してゆくべきと思う。日本の林業政策も同様に、効率優先から地域経済を活性化させる地産地消のリサイクル仕組み優先へと取り組むよう反省を込めて提言する。	1	第3の3の(2)の②に記載しているとおおり、地域材の利用拡大や、地盤改良用基礎杭や工事用仮囲いなど従来あまり木材が利用されなかった土木用資材としての利用など、様々な分野の消費者ニーズに対応した技術開発及び普及等を推進することとしています。
③木質バイオマスの利用	木質バイオマスの利用については、現在までの活用に加え、再生可能エネルギーとして、地域立地型の資源を活かした活用を図るべきである。	1	第3の3(2)③に記載しているとおおり、木質バイオマスの利用にあたっては、石炭火力発電所や木質専焼発電所における未利用間伐材等の利用、地域における熱電併給システムの構築、チップ・ペレット・薪等を燃料とするバイオマスボイラーの高性能化や家庭用ストーブの普及を図ることとしています。
	地球温暖化対策等により間伐等が進んできているが、伐採された間伐木の多くは利用されずに林内に放置され、朽ち果てているのが現状である。資源の乏しい我が国において、再生可能な資源である木材は極めて貴重な資源であり、伐採した材は全て搬出して利用することが必須である。しかし、材価の関係からA材及びB材でも採算が合わない中で、C材・D材を搬出することは困難な状況である。	2	第3の3の(2)の③に記述しているとおおり、林地に放置され未利用となっている間伐材等を効率的に収集・運搬する体制の整備を進めることとしています。

<p>第3 3 (4)消費者等の理解の醸成</p>	<p>「日本国内で合法性が証明された木材は持続可能な木材である」というロジックを明確にした上で、合法木材の証明システムを新たに持続可能な木材の証明システムにステップアップさせるという観点から、「さらに、適切な伐採により生産された木材・木材製品に合法性証明木材すなわち持続可能な木材の証明を表示することにより、消費者による合法木材さらには持続可能な木材製品の選択を促進する。」と修正すべきではないか。</p>	<p>2</p>	<p>ここでは消費者に合法木材・木材製品を選択いただくことの必要性について記述しているところであり、原文どおりとさせていただきます。</p>
<p>第3 4 国有林野の管理及び経営に関する施策 (1)公益的機能の維持増進を旨とした管理経営</p>	<p>国有林野事業については、公益的機能の維持増進、森林・林業の再生に向けた「使命・役割」を果たし、地域林業に対する貢献を果たせる体制の確立を図るため、組織・事業の全てを早期に一般会計に移行すべきです。</p> <p>国有林野事業について、国の責任で森林・林業基本計画を推進するためには、多くの人材が必要です。国有林野事業の人員は、ピーク時に比べて極端に減少しています。計画を推進する上で、決定的な人手不足というのが実態ではないでしょうか。地方自治体や民間事業体、地域住民との連携を求めるならば、多様なニーズに対応できる人材を増やしていくべきです。</p>	<p>1 2</p>	<p>第3の4で記述しているとおり、国民生活の安全・安心に重要な役割を果たしている国有林野については、「国民の森林」として国が責任を持って一体的に管理経営する必要がため、債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討することとしています。</p> <p>第3の4で記述しているとおり、多様なニーズに対応できるよう、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することとしています。</p>
<p>第3 5 団体の再編整備に関する施策</p>	<p>森林組合という、組織の形態に限界を感じます。組合員の中から、理事、組合長を選ぼうとすると、そろそろ適当な人材がいなくて出てきているのではないのでしょうか。組合長が変われば、特に小さな森林組合では影響が大きいです。では、どういう組織形態がふさわしいのか、株式会社でいいのか、社団法人的なものがあるのかは、よく検討しなければならぬと思います。</p>	<p>2</p>	<p>森林組合については、経営環境の変化に対応した事業体制の見直しや体質の改善が強く求められており、森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制機能の確保や法令遵守意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けて指導する旨について記述しています。</p>
<p>第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 2 国民視点に立った施策</p>	<p>林業の世界・状況は一般の国民にとって馴染みのないものであり、現状・問題点・解決策についてより理解を深めてもらう必要が高いと思う。もっといろいろなメディアを通じて広報・告知すべきと考える。</p> <p>自然の森や野生動物を守ってほしいと願う国民の代表として、自然保護団体と連帯を図ることとする。</p>	<p>1 1</p>	<p>第4の2の①で記述しているとおり、国民の声の把握のためには、透明性が高く分かりやすい広報活動の実現を図ることが必要と考えており、様々な媒体による広報活動について検討していくこととしています。</p> <p>第4の2の①で記述しているとおり、施策の企画・立案段階から、ホームページ等を通じた情報提供や意見募集を実施し、国民や現場の声をできるだけ施策に反映させるよう努めることとしており、こうしたことにより、自然保護団体との連帯も図っていくこととしています。</p>

	<p>今までの森林・林業政策は、基本法や計画の段階では、すばらしい文言が並んでいますが、現実にはそのようになっていません。計画が計画倒れに終わることのないように、また青写真を描くだけでなく、年次別の行程表を作成し、具体的な取組を進めていくべきです。また、進捗状況を年次別にまとめ、点検しながらすすめていく手法が必要です。</p>	1	<p>第4の2の③で記述しているとおり、施策の実施に当たっては、計画・実行した後の評価を実施し、改善を講じていくことにより、進捗管理と必要な見直しを行うこととしています。</p>
全般	<p>林野庁・農林水産省の枠内だけの「計画」ではなく、他省庁と連携し「総合的」な森林・林業基本計画を立案・推進することが、国民にもよりわかりやすく、計画の実効性も確保されるものと考えます。森林・林業という特定の分野にとどまらず、国全体の農山村政策・環境・産業政策の中に「計画」を位置づけていくことが求められています。森林・林業に関する政策課題は、いまや国民的な関心事です。森林・林業というテーマをヨコ串とした国の総合的・横断的な政策形成と推進体制を確立されるように要請します。</p>	1	<p>森林・林業基本計画は、各省庁とも協議を行った上で、農林水産省だけではなく政府計画として決定しているところです。</p>
	<p>○林野公共事業における事前評価の手引きによる各種事業の費用対効果の計算式はあまりにも難解、国民にもわかりやすい手法を検討すべき。 ○有機JAS認証の特用林産物生産者に対して、環境保全型農業者と同様な視点で助成金の創設を要望する。 ○木材セルロースを糖化する研究の推進を提言する。 ○旧緑資源幹線林道は「やまの道」として自治体に移管されたが中止すること。 ○東日本大震災による膨大な産業廃棄物処分場に国有林が利用されないような施策を要請する。</p>	4	<p>本基本計画は、森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を記述するものであり、個別の提言等につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
	<p>○集約化の弊害となっている不在村や小零細規模の林地を市町村有林化し、集約化のバックグラウンドとして提供できる仕組みを検討すべき。 ○「緑の雇用」現場技能者育成対策事業が展開されているが、フォレストワーカー研修の際の技術習得推進費について、もう少し助成を厚くすべき。</p>	4	<p>本基本計画は、森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を記述するものであり、個別の提言等につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>